## 平成 26 年度第 1 回バルク関係基準分科会 議事録

I. 日時 平成 26 年 7 月 16 日 (木) 14:00~17:00

Ⅱ. 場所 高圧ガス保安協会 第4会議室

Ⅲ. 出席者(敬称略、順不同)

主杳 : 澤

委員 : 三宅、萩原、間宮、熊井、野口、三宮

KHK : 安田、北出、市川、野口

## Ⅳ. 配付資料

資料1 バルク関係基準分科会 委員名簿

資料 2 平成 25 年度第1回バルク関係基準分科会議事録(案)

資料3 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準(KHKS0745 及び KHKS0746) の改正について

資料 4 バルク 貯槽の告示検査等に関する基準 (KHKS 0745) 改正案 (新旧対照表)

資料 5 バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS0745)改正案

資料 6 附属機器等の告示検査に関する基準 (KHKS 0746) 改正案 (新旧対照表)

資料7 附属機器等の告示検査に関する基準 (KHKS 0746) 改正案

資料 8 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準 (KHKS 0841) の改正について

資料 9 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準 (KHKS 0841) 改正案 (新旧対照表)

資料 10 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準 (KHKS 0841) 改正案

資料 11 LP ガスバルク貯槽移送基準(KHKS 0840)の改正の進め方について(案)

参考資料 1 液化石油ガス法施行規則の改正 (新旧対照表)

参考資料 2 バルク告示の改正 (新旧対照表)

参考資料 3 液化石油ガス法施行規則関係基本通達の改正 (新旧対照表)

参考資料 4 高圧ガス保安法基本通達の改正

## V. 議事概要

- 1. KHK 安田理事より分科会の開催挨拶があった。
- 2. 事務局より、本日のバルク関係基準分科会の出席委員は7名であることを報告し、規格 委員会規程第16条第12項(技術基準策定手順書第12条5号)に定める分科会の定足数 である委員の過半数を満足していることを確認した。

- 3. 前回議事録(案)は、バルク関係基準分科会出席委員(7名)の過半数(4名)以上の 賛成(満場一致)により可決された。
- 4. バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準(KHKS0745 及び KHKS0746)の改正について(資料3)及びバルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS 0745)改正案(新旧対照表)(資料4)に基づき事務局より説明があった後、以下の意見交換等があった。
  - 〇 現行の KHKS 0745 では、目視検査及び気密検査に係る検査実施者の要件として、内容積 1,000 リットル以上の容器の容器再検査又はバルク貯槽の告示検査について必要な専門知識及び技能を有しかつ、自ら機械器具等を操作して検査を行った実務経験を有する者とあるが、この規定を見直す予定はあるか?
    - →当該規定については産構審液石小委員会において承認をされた内容であり、すぐに 見直しの議論をすることは難しい。また、本基準の前身である手順書(案)の作成 時において、検査経験を有していない者が告示検査を実施することは難しく、一定 の経験が必要であるという議論からこのような基準とした経緯もあり、当該規定に ついてはこのままとしたい。
  - 容器再検査時に行う刻印と、4.2 で定める表示は違うものとして考えるのか?
    - →そのように考えている。表示の方法としてはペイントやカッティングシートにより 行うこととなる。
  - 〇 告示検査に合格した場合に行う表示と、告示検査等前作業基準(KHKS 0841)に定められた検査実施期限日を管理するために貼付する証票をバルク貯槽に表示した場合、混乱を招くのではないか?
    - →告示検査等前作業基準 (KHKS 0841) で例示している「検査実施期限証票」に何年 目の告示検査かを明らかにするために、「○○年目の検査期限日」という内容を加え ることとする。また、検査実施期限証票の貼付位置として、現行基準のプロテクタ 一の外側前面の見やすい箇所に加え、バルク貯槽本体を追加する。
- 5. 附属機器等の告示検査に関する基準 (KHKS 0746) 改正案 (新旧対照表) (資料 6) の 改正について事務局より説明があった後、以下の意見交換等があった。
  - O 3.2 表示において、「厚肉の部分」とあるが、厚肉の表現は必要であるのか?また厚肉とは具体的に定義はあるのか?
    - →高圧法容器則第 18 条では附属品検査時の刻印を行う場所として「厚肉の部分の見やすい箇所」と規定されており、この規定内容を参考にした。厚肉の具体的な定義は示されていないが、前段に「製造事業者が指定する」と規定しており、特に問題は生じないものと考える。
- 6. バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準(KHKS 0841)の改正について(資料 8)及びバルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準(KHKS 0841)改正案(新旧対照表)(資料 9)の改正について事務局より説明があった後、以下の意見交換等があった。

- 2.2.4.1 注 11 の残留ガスの貯蔵量を算出する式において、w=0.5 kg/リットルとなっているが、0.5 で問題ないか?
  - →使用時の実態に近い LP ガスの温度における密度を採用しており問題はない。なお、 密度について METI からの指示はない。
- 消防法に定められる貯蔵能力 300 kg以上となる場合の届出の内容については、どのように考えているのか?現在、消費調整時と同様に充填できない措置等を講じることで届出を免除できないか消防庁と協議中であり、1 か月後には結論が出るものと思われる。
  - →現行基準では必要に応じて届出を行うとする規定としている。今後、特定供給設備 や液化石油ガス設備工事の貯蔵能力の特例と同様の内容が消防法において認められ た場合は、その旨の内容を追加することとする。一方認められなかった場合は、届 出が必要とする旨規定する。
- 2.2.4.2) a) 1.2.3)において、完成検査が不要となる場合として高圧法液石則第 34 条第 2 号が記載されているが、同条第 1 号が適用されて完成検査が不要となる場合もある。そのため、同条第 1 号を加えてはどうか?
  - →ご指摘いただいた意見を踏まえ、液石則第 34 条第 1 号を追加する。また、完成検査 が不要となるケースの具体的な記載は削除することとする。
- 2.2.4.2 a) においてバルク貯槽を容器として取り扱うとしているが、2.2.4.2 a) 1.1) では、製造の方法に係る変更(製造の目的の変更など)に該当する場合は変更許可申請を行うこととしている。この記載内容では、バルク貯槽を容器として取り扱うことで、製造の目的等の変更が不要であると解釈する可能性があると思われる。
  - →バルク貯槽を置く場合は容器として取り扱うものの、実際は容器でなくバルク貯槽 からの残留ガス回収行為のため、製造の目的等の変更は必要であると思う。
  - →1.1)に注 18 の製造計画書の記載内容等の変更の要否について事前に管轄の都道府県 に確認する旨を追加することとする。
- 2.2.4.2) b) において、第2種貯蔵所が含まれるという理解でよいか?また、「バルク 貯槽の設置場所など」の後に読点が必要であると思う。
  - →2.2.4.2) b) において、第2種貯蔵所は含まれる。2.2.4.2) b) のタイトルに第2種貯蔵所を加えることとする。また読点については、ご指摘のとおり変更する。
- 〇 液石法施行規則で定められた検査に合格した後の販売事業者が行う帳簿の記載について、KHKSで記載することはあるか?
  - →現状そのようなことは考えていない。
- 7. LP ガスバルク貯槽移送基準 (KHKS 0840) の改正の進め方について (案) (資料 11) について事務局より説明があった後、以下の意見交換等があった。
  - 今後の進め方としては、制限事項等の検討は委託事業で行い、委託事業の成果から 作成される移送基準の改正に関する手続きは、バルク関係基準分科会で行うという

ことでよいか?

- *→*そのとおりである。
- 8. 資料 5 バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS 0745)改正案、資料 7 附属機器等の告示検査に関する基準(KHKS 0746)改正案及び資料 10 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準(KHKS 0841)改正案は、バルク関係基準分科会委員(7名)の過半数(4名)の賛成(出席委員7名の満場一致)により可決された。なお、議案について意見等がある場合は、7月25日(金)17時までに事務局まで連絡することとし、改正案の修正が必要となった場合は、事務局で修正案を作成した後、主査及び事務局で協議の上、主査及び事務局に一任することになった。この場合の修正案については、後日各委員にメールにてお知らせする。また、本日の審議の結果、修正が必要となった箇所については、事務局において速やかに修正を行い、各委員あてにメールにより修正した資料を送付することとなった。

以上